

規則9—55—103附則条文早見表

級別区分等の改定状況		特地官署等の指定根拠		特地勤務手当(経過措置額)		準ずる手当(経過措置額)	
		改正後	経過措置期間中	引下げ等となる割合	根拠条文	引下げ等となる割合	根拠条文
特 地 官 署 の 指 定 解 除	2級地 → 準特地	給与法14条①	附則2条①	冬期以外 8% 冬 期 8%	附則2条②	冬期以外 1% 冬 期 1%	附則2条④一
	1級地 → 準特地	—	—	冬期以外 4% 冬 期 4%	—	冬期以外 1% 冬 期 1%	—
	1級地 → 準特地(冬期のみ)	給与法14条① (規則4条⑤二官署)	—	冬期以外 4% 冬 期 4%	—	冬期以外 5% 冬 期 1%	附則2条④二
	1級地 → 指定解除	—	—	冬期以外 4% 冬 期 4%	—	冬期以外 5% 冬 期 5%	附則2条④三
冬期のみ特 地 手 当	1級地 → 準特地(冬期は1級地)	規則1条 (規則2条の2各号、 4条②表備考適用官署)	—	冬期以外 4% 冬 期 0%	附則3条① (冬期以外に限る)	冬期以外 1% 冬 期 0%	附則3条③ (冬期以外に限る)
級 別 区 分 の 引 下 げ	4級地 → 3級地	規則1条	—	冬期以外 4% 冬 期 4%	附則4条①	—	—
	3級地 → 2級地	—	—	冬期以外 4% 冬 期 4%	—	冬期以外 1% 冬 期 1%	附則4条②
	3級地 → 1級地	—	—	冬期以外 8% 冬 期 8%	—	冬期以外 1% 冬 期 1%	—
	2級地 → 1級地	—	—	冬期以外 4% 冬 期 4%	—	—	—
	2級地 → 1級地(冬期は2級地)	規則1条 (規則1の表備考②官署 ※臨時官署の該当なし)	—	冬期以外 4% 冬 期 0%	附則4条① (冬期以外に限る)	—	—
準特官署 の 指 定 解 除	準特地 → 指定解除	—	給与法14条①	—	—	冬期以外 4% 冬 期 4%	附則5条
冬期のみ準 特 手 当	準特地 → 準特地(冬期のみ)	給与法14条① (規則4条⑤二官署)	—	—	—	冬期以外 4% 冬 期 0%	附則6条① (冬期以外に限る)